

通番	受理年月日	資料該当箇所	質問	回答
7	R2.8.3	技術提案書作成要領内 様式第1号 機能要件適合書 3/3ページ	要件に、「延i-サポ会員数、i-サポ実会員数(入退会者数)の推移等の資料を原則としてCSV形式で作成できること。」とありますが、「延i-サポ会員」とはどういった会員のことでしょうか。	i-サポでは調達仕様書6～9ページのとおり、「累計登録者数」で開設以来の活動状況、「実会員数」で登録している会員の实数を管理し県に報告しています。「累計登録者数」は延会員数です。こうした統計データが引き続き取れるようなものを提案願います。
8	R2.8.3	調達仕様書 第2章 2 調達の方針 (P.2)	「システムにおける見合い候補者の検索は、現行通りi-サポ事業拠点で行わせること」とありますが、厚生労働省が掲げる「新しい生活様式」にあわせ、i-サポ事業拠点及び拠点以外で検索をすることは可能でしょうか。	i-サポにおける業務方針として、現行3センターとお出かけi-サポにおいて会員が扱う専用端末以外での候補者検索は考えていません。
9	R2.8.3	調達仕様書 第2章 2 調達の方針 (P.2)	「システム自体で交際や成婚の実績を踏まえたマッチングルールが逐次に更新できること」とありますが、逐次とはどの程度の頻度を想定されているでしょうか。	半年に1回か、1年に1回といった具体的な頻度は考えていませんが、統計上有意な実績が得られた段階で、市町村などの関係者と相談しながらシステム上における候補者提案のルール変更することを想定しています。
10	R2.8.3	調達仕様書 第2章 2 調達の方針 (P.3)	「マッチング向上のためにi-サポ会員から聞き取り項目数を30項目以上増加させること」とありますが、想定されている項目をご教示ください。	現在の聞き取り項目にない、例えば心理学的なアセスメントを行うための項目などを想定しています。具体的な追加項目数はまだ決まっていません。
11	R2.8.3	調達仕様書 第2章 調達の方針 (P.3)	「i-サポ会員が事業拠点(お出かけi-サポ)に来所した際に、見合い候補者を検索する画面とすること。」とありますが、厚生労働省が掲げる「新しい生活様式」にあわせ、i-サポ事業拠点及び拠点以外で検索をすることは可能でしょうか。	i-サポにおける業務方針として、現行3センターとお出かけi-サポにおいて会員が扱う専用端末以外での候補者検索は考えていません。

通番	受理年月日	資料該当箇所	質問	回答
12	R2.8.3	調達仕様書 第2章 調達の方針 (P.3)	「会員の写真を3枚以上記録し表示させることができること。」とありますが、3枚以上の写真を常に表示することを意味しているのでしょうか。また、「3枚以上の写真を常に表示させる」との回答の場合、多くの結婚相談所連盟や都道府県の結婚支援センターが、1枚の提出、或いは2枚目(任意提出)の写真提出を求めるところが多く、弊社調べでは、男性・女性ともに7割から8割の登録会員が写真の提出を1枚としています。3枚上の写真を提出することが、本調達の目的を達成するためであることの裏付けとなる根拠やデータを開示していただけますようお願いいたします。	i-サポにおける業務の実態として、会員が複数の写真を持参する場合や、i-サポで複数枚の撮影を行うこともあります。複数の写真でアピールしたい会員や、そうした対応が有効であると推定される会員が、複数写真を掲載できるようにするものです。なお、複数枚の写真を掲載した場合の見合いや成婚の比率など相関関係は把握していません。
13	R2.8.3	調達仕様書 第3章 業務の概要 (P.4)	「財団内3か所のi-サポ事業拠点又はおでかけi-サポを会場に実施し、i-サポ従業員が立ち会う」とありますが、厚生労働省が掲げる「新しい生活様式」に合わせ、i-サポ事業拠点及び拠点以外(オンラインお見合いも含む)でお見合いをすることは可能でしょうか。	i-サポにおける業務方針として、現行3センターとお出かけi-サポ以外の場所での見合いの実施は考えていません。
14	R2.8.3	資料4 調達仕様書 第5章 調達の範囲 (P.16)	(1)結婚支援新マッチングシステム開発 「ハードウェア等の機器調達と設置に係る作業を調達する」とありますが、i-サポ事業拠点やおでかけi-サポのインターネット環境に係る作業も含まれますでしょうか。	含みます。
15	R2.8.3	資料4 調達仕様書 第6章 2 研修要件 (P.37)	(3)研修環境 「i-サポ従業員である受講者に操作させるための端末、仮設の接続環境を受託者において準備し実施すること」とありますが、i-サポ事業拠点にある既存の端末(PC等)は利用ができず、別途、端末(PC等)を受託者が手配するということでしょうか。	そのとおりです。

通番	受理年月日	資料該当箇所	質問	回答
16	R2.8.3	資料4 調達仕様書 第8章 保守役務要件 2 ソフトウェア保守要件 (P.40)	(1)イ 「システムを構成する、業務アプリケーション以外のソフトウェア」とありますが、ソフトウェアの範囲は、第4章(3)の表1に掲載されているソフトウェアと考えてよろしいでしょうか。	現行システムにおいては御指摘の表のとおりですが、提案いただく新システムを稼働させるために手入れ等が必要な部分(ソフトウェアなど)は保守が必要です。
17	R2.8.3	調達仕様書 第9章 開発作業体制及び作業方法 1 作業体制 (P.42)	(3)「ウ 上記いずれかの試験合格者・～経歴等により明らかにできる者」とありますが、同等の能力を有していることを示す経歴等とは、具体的にはどのようなものが該当するでしょうか。	本調達で求めているのは、プロジェクトを管理・主導する方(以下「リーダー」といいます)が誰で、どのような開発体制をとり、発注元との協議を充分にできるのかを明らかにすることです。 リーダーにおける資格の有無は、あくまで説明の一部であり、本調達におけるリーダーが、これまでに都道府県や政令指定都市で使用するシステムや、自治体が関与する結婚支援センターで用いるシステムなどのプロジェクトに関わった経歴があるか、またその具体的な名称や開発年次を明らかにしてほしいという趣旨です。

通番	受理年月日	資料該当箇所	質問	回答
18	R2.8.3	調達仕様書 第9章 開発作業体制及び作業方法 1 作業体制 (P.42)	<p>(2)パッケージ等を利用する場合において、「財団は、当該パッケージを開示、利用及び改変を行うことができるものとする。」とありますが、この改変とは具体的にどのようなことを想定されているでしょうか。</p> <p>また、有償・無償に関わらずお互いに合意をした上で改変を実施した場合に、その改変を行った部分の機能などについての著作権の所在はどのように扱われるでしょうか。</p>	<p>「改変」とは既開発済のシステムを改修したり、パッケージソフトを利用して本調達のシステムを構築することです。</p> <p>なお、著作権の扱いに関しては、契約書において次のとおりとしたいと考えております。(甲が発注者です)</p> <p>(データ等の権利帰属)</p> <p>第〇条 委託業務の実施のため甲が乙に提供した資料並びに委託業務の実施により作成されたシステム設計書及びプログラム、提出された成果報告帳票等並びに委託業務に関するデータの記録されている記録媒体の内容を成すデータ(以下「データ等」という。)に関する一切の権利は、甲に帰属する。</p> <p>2 当該業務の成果物に関する権利(著作権及び著作権法第27条、第28条に定める権利等)は、甲が乙に委託料が完納されたときに、乙から譲渡される。</p> <p>3 前項の規定による権利の譲渡があった場合、乙は著作者人格権を行使しないものとする。</p> <p>4 業務完了の日から委託料が完納されるまでの間の甲の成果物の使用については、乙はこれを承諾するものとする。</p>